

F A X 公 文

東海 2 第 8 1 号

令和 2 年 5 月 7 日

支 部 長 殿

東海税理士会

会長 太 田 直 樹

(公印省略)

**税務相談室の一時休止の延長について
(周知方お願い)**

拝啓 平素は、本会の会務運営に格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

東海税理士会では、会員及び事務所職員の税務に関する相談に応ずるため、「税務相談室」を設置し、毎週火曜日に定例相談日を設けております。

このたび緊急事態宣言が延長されたことから、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため**税務相談室を緊急事態宣言が解除されるまでの間、一時休止を延長**させていただきます。なお、緊急事態宣言が解除された場合には税務相談室を再開しますが、再開の時期については別途ご案内いたします。

会員の皆様には、大変ご不便とご迷惑をお掛けいたします。何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

つきまして貴支部におかれましては、支部会員へ周知を図られたく、ご協力方よろしくお願ひいたします。

敬具